

4. 有床診療所の取扱いの見直しに係る診療報酬について

1) 現行の診療報酬上の評価の現状

- 現行の医療法において、有床診療所のうち、療養病床以外の病床（病院における一般病床に相当するもの。以下「その他病床」という。）については、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないよう、努力義務規定が課されている。（参考1、2）

- しかし、有床診療所のその他病床における平均在院日数は、16.6日となっており（参考3）、有床診療所の入院医療については、48時間の入院期間制限規定に関わらず、診療報酬で評価されている。（参考4）

2) 医療提供体制の改革の方向性について

- 社会保障審議会医療部会における「医療提供体制に関する意見」では、有床診療所について、48時間の努力義務規定を廃止する方向性が示されている。

- ・ 平成17年12月2日 社会保障審議会医療部会 「医療提供体制に関する意見」抜粋

【医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し】

<有床診療所>

- 有床診療所における48時間を超える入院を禁止する医療法の規定については、有床診療所のこれまで果たしてきた役割や今日の提供している医療の状況等を踏まえ、これを廃止する。
- 有床診療所の療養病床以外の病床（以下「有床診療所の一般病床」という。）についても、48時間の入院期間制限規定の廃止に伴い、原則として医療計画の基準病床数制度の対象とする。

3) 論点

- 有床診療所のその他病床における入院医療については、48時間の入院期間制限規定に関わらず診療報酬で評価されているが、入院期間が比較的短期であるという現状を踏まえ、短期間の入院施設としての役割を明確化する方向で、その評価の在り方について検討してはどうか。
- また、地域における回復期リハビリテーションの提供や、在宅医療を支援する役割の一つとして、在宅における療養を補完する入院医療の提供等を推進する観点から、有床診療所の入院医療に対する上記の機能に応じた評価の在り方について検討してはどうか。

有床診療所に関する現行の規制等

- ◆ 医療法では、患者に医療を提供する施設として、病院と診療所について規定している。
病院は、患者を入院させ、十分な科学的医療を行うことを主たる目的としているのに対して、診療所は、主としてプライマリケアを担う機関として期待されている。

◎ 医療法第1条の5

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

- ◆ 有床診療所は、診療所のうち19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいうが、診療所は本来患者を入院させて診療を行うものではないことから、医療法では、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者について48時間を超えて入院させないよう、努力義務が課されている。

◎ 医療法第13条

第13条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。ただし、療養病床に入院している患者については、この限りでない。

(参考) 平成16年2月19日 厚生労働省医政局総務課長通知(趣意)

「医師が、患者の病状等を十分に検討した結果、当該診療所において引き続き治療を受けることが適切であると判断した場合は、医療法第13条の『診療上やむを得ない事情がある場合』に該当すると考えられる。」

◆ 有床診療所は、入院のための設備を有するものの、本来入院をさせて医療を行うことを目的とする医療施設ではないため、人員配置や構造設備基準について病院に比べ緩くなっている。

※ 特に、医師の人員配置については、有床診療所に配置が義務付けられているのは、管理者たる医師1名のみであり、また、医師の宿直義務も課されていない。その他の医療従事者についても、療養病床を有しない有床診療所には、配置義務はない。

	有床診療所（療養病床でないもの）	病院（一般病床・新設）
基本理念	特に医療法上に規定はなし	病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。（医療法第1条の5第1項）
病室面積	4.3㎡以上/人	6.4㎡以上/人
廊下幅	10床未満：基準なし [10床以上：1.2m（両側居室1.6m）]	1.8m（両側居室2.1m）
設備	基準なし	・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設 ・エックス線装置 ・調剤所 等
医師の宿直義務	なし（都道府県の立入検査時に適宜指導）	あり
人員配置 （対入院患者）	医師 1人	医師 16：1（最低3人） 看護職員 3：1 薬剤師 70：1
人員配置 （対来患者）	基準なし ※ 診療所1カ所平均 外来患者数 約48.3人/日 処方箋 約26.2枚/日	医師 40：1（耳鼻科・眼科以外） 看護職員 30：1 薬剤師 75（外来処方箋）：1
専属薬剤師	医師の勤務が常時3人未満の場合は基準なし	必置
医師開設の 場合の手続	都道府県知事等への届出	都道府県知事の許可
基準病床数制度	適用なし	適用あり
立入検査	都道府県等の判断により実施	原則年1回

- ◆ 有床診療所の平均在院日数は、「その他の病床」が16.6日、療養病床が56.8日。「その他の病床」の退院患者について在院期間の構成割合を見ると、「0～14日」が最も多く78.5%を占める。さらに細かく見ると、在院期間が「1日」(12.4%)、「5日」(12.0%)、「6日」(11.8%)の場合が多くなっている。また、在院期間が1月を超える患者も11.7%にのぼっている。

有床診療所の在院期間の状況

① 施設・病床種別毎の在院期間の構成割合（平成14年「患者調査」）

	平均在院日数	0～14日	15～30日	1～3月	3～6月	6月以上
有床診療所 (127.1千人)	19.0日	76.5	9.8	9.8	2.6	1.1
その他の病床 (119.4千人)	16.6日	<u>78.5</u>	9.6	8.7	2.2	0.8
療養病床 (7.8千人)	56.8日	45.4	13.7	25.9	8.6	5.7
病院 (1064.0千人)	40.1日	59.8	18.4	15.6	3.6	2.2
一般病床 (993.0千人)	24.0日	62.7	18.9	14.7	2.5	0.9
療養病床 (37.3千人)	195.9日	18.8	9.7	28.3	20.2	22.6

② 有床診療所の「その他の病床」の在院期間（0～14日）の状況（平成14年「患者調査」）

0日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14日	合計
4.6	12.4	4.8	3.6	7.5	12.0	11.8	6.6	3.0	2.5	3.1	2.3	1.6	1.3	1.6	<u>78.5%</u>

〔参考：有床診療所に係る入院基本料について〕

(参考4)

【有床診療所入院基本料】(1日につき)

区 分		点数(A)	入院期間に応じた加算点数(B)		計(A+B)	他の加算
I 群	入院基本料1 ※ 当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数 が10以上	489点	～7日	223点	712点	40点 ※ 当該診療所(療養病床を除く。)における医師の数が2以上、夜間の看護職員の数 が1以上 15点 ※ 当該診療所(療養病床を除く。)における看護師の数が3以上
			8日～14日	188点	677点	
			15日～30日	85点	574点	
			31日～90日	47点	536点	
	入院基本料2 ※ 当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数 が5以上	456点	～7日	223点	679点	—
			8日～14日	188点	644点	
			15日～30日	85点	541点	
			31日～90日	47点	503点	
	入院基本料3 ※ 当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数 が1以上	415点	～7日	223点	638点	—
			8日～14日	188点	603点	
			15日～30日	85点	500点	
			31日～90日	47点	462点	
II 群	入院基本料3 ※ 当該診療所(療養病床を除く。)の看護職員の数 が1以上	380点	～7日	223点	603点	—
			8日～14日	188点	568点	
			15日～30日	85点	465点	
			31日～90日	47点	427点	
	入院基本料4	345点	～7日	223点	568点	—
			8日～14日	188点	533点	
			15日～30日	85点	430点	
			31日～90日	47点	392点	
※1 特別看護加算の算定が可能(14日を限度)						
※2 特別看護補助加算の算定が可能(但し、経過措置規定あり)						